

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第17回会議付属資料

## 条例・規則等の取扱い

### 合併時の条例・規則の取扱い

合併に伴い、合併関係市町(西条市、東予市、丹原町、小松町)は合併によって消滅するため、従来の2市2町の条例・規則等は、全て失効することとなる。

そのため、新市において新たに条例・規則を制定し、施行する必要がある。

1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する条例(地方自治法第179条第1項)

専決処分の理由
① 法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの
② 新市の組織及びその運営又は職員等の勤務時間、給与等に関するもの
③ 市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白期間の許されないもの
④ 公の施設等の設置・管理に関するもの
⑤ 2市2町で同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要のあるもの
⑥ 合併協議会において協議済みのもの

### <条例208件>

専決処分する条例の名称	条例内容	理由
西条市役所の位置を定める条例	地方自治法の規定に基づき西条市の事務所の位置を西条市明屋敷164番地に定める。	①⑥
西条市の休日を定める条例	地方自治法の規定により、市役所の休日を土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までと定める。	①
西条市公告式条例	地方自治法の規定に基づき条例の交付等を行う公告式については、西条市役所及び総合支所掲示場に掲示して行なうことを定める。	①③
西条市表彰条例	西条市民又は市外在住者で西条市に関係ある者のうち、その行為が他の模範となる篤行者又は治績のあった者に対する表彰について必要な事項を定める。	⑤
西条市議会の議員の選挙区の設置及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例	合併後最初の選挙に限り、公職選挙法に規定する選挙区を設け、各選挙区及びその定数について定める。旧西条市の区域17人、旧東予市の区域10人、旧丹原町の区域4人、旧小松町の区域3人	①⑥
西条市議会の定例会の回数を定める条例	地方自治法の規定により、西条市市議会の定例会の回数を年4回に定める。	①③
西条市議会政務調査費の交付に関する条例	地方自治法の規定に基づき、西条市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定める。	①⑤
西条市事務分掌条例	地方自治法の規定に基づき、事務を分掌させるため必要な事項を定める。	①②
西条市総合支所設置条例	地方自治法の規定に基づき、西条市に東予総合支所、丹原総合支所及び小松総合支所を置く。	①②④
西条市出張所設置条例	地方自治法の規定に基づき、西条市大保木出張所、東予総合支所三芳出張所、丹原総合支所桜樹出張所及び小松総合支所石根出張所の各出張所を置く。	①②④
西条市情報公開条例	開かれた市政の推進のため市が保有する情報の公開について定める。	③⑤⑥
西条市個人情報保護条例	市民の人権擁護のため市が保有する個人情報の保護について定める。	③⑤⑥

西条市行政手続条例	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の確保に資するため、処分、行政指導及び届出に関する共通事項を定める。	③⑤
西条市防災会議条例	災害対策基本法の規定に基づき、防災会議の所掌事務及び組織について定める。	①②⑥
西条市災害対策本部条例	災害対策基本法の規定に基づき、災害対策本部について定める。	①②
西条市水防協議会条例	水防法の規定に基づき、西条市の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議させるため水防協議会を置く。	①②⑥
政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき、市長の資産等の公開に関し、必要な事項を定める。	①⑥
西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	公職選挙法の規定に基づき西条市議会議員及び西条市長選挙における選挙運動の公費負担について定める。	①②
西条市選挙ポスター掲示場設置条例	公職選挙法の規定に基づき市議会議員及び市長選挙におけるポスター掲示場の設置について定める。	①②
西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	公職選挙法の規定に基づき市議会議員及び市長選挙における選挙公報の発行について定める。	①②
西条市監査委員条例	地方自治法の規定に基づき西条市監査委員を置く。	①②
西条市公平委員会設置条例	地方公務員法の規定に基づき、公平委員会の設置について定める。	①②
西条市固定資産評価審査委員会条例	地方税法の規定に基づき、固定資産評価審査委員会を置く。	①②③
西条市職員定数条例	地方自治法の規定に基づき、一般職の職員の定数を定める。	①②⑥
西条市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き並びに効果について定める。	①②
西条市職員の定年等に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定める。	①②
西条市職員の再任用に関する条例	地方公務員法並びに地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定める。	①②
西条市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒(戒告、減給、停職、免職処分)の手続き及び効果について必要な事項を定める。	①②
西条市職員の服務の宣誓に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、職員の服務宣誓について必要な事項を定める。	①②
西条市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定める。	①②
西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等について定める。	①②
西条市職員の育児休業等に関する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業について定める。	①②
西条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	地方公務員災害補償法の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等について定める。	①②
西条市職員団体の登録に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、公平委員会への職員団体の登録申請、規約等の変更、解散の届出等について定める。	①②
西条市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	地方公務員法の規定に基づき、職員団体のための職員の行為制限の特例として給与を受けながら職員団体の適法な交渉等ができる場合について定める。	①②

西条市議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償条例	地方自治法の規定に基づき、議員の報酬及び費用弁償等について定める。	①②⑥
西条市証人等の実費弁償に関する条例	地方自治法、公職選挙法、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、証人等の費用弁償について定める。	①②
西条市特別職報酬等審議会条例	市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、西条市特別職報酬等審議会を置く。	②⑤
西条市特別職職員の給与に関する条例	地方自治法の規定に基づき市長、助役、収入役及び常勤の監査委員の給与、旅費等について定める。	①②⑥
西条市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例	地方自治法の規定に基づき、西条市長職務執行者の給与及び旅費について定める。	①②
西条市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	教育公務員特例法の規定に基づき教育委員会教育長の給与、旅費その他の勤務条件について定める。	①②⑥
西条市職員の給与に関する条例	地方公務員法の規定に基づき職員の給与について定める。	①②⑥
西条市職員の特殊勤務手当に関する条例	職員の給与に関する条例の規定に基づき、著しく危険、不快、不健康な業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について定める。	①②⑥
西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例	地方公営企業労働関係法により準用される地方公営企業法の規定に基づき、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める。	①②⑥
西条市職員の旅費に関する条例	地方公務員法の規定に基づき職員の旅費について定める。	①②
西条市職員退職手当条例	地方公務員法の規定に基づき、西条市職員が退職した場合に支給する退職手当について定める。	①②⑥
西条市職員恩給条例	西条市職員及びその遺族に支給する恩給について定める。	①②
西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について予定価格の額並びに1件あたりの面積等の条件について定める。	①②
西条市財政事情の作成及び公表に関する条例	地方自治法の規定に基づき、財政状況の作成及び公表に関し必要な事項を定める。	①②
西条市特別会計条例	地方自治法の規定に基づき、特別会計に設置について定める。	①②
西条市税条例	地方税法の規定に基づき、西条市の市税を定める。法人市民税の法人税割の税率を14.7%に定める。	①③⑥
西条市市税審議会条例	市長の諮問に応じて、市税に関する調査研究をするため西条市に市税審議会を置く。	②③⑤
西条市国民健康保険税条例	地方税法の規定に基づき、国民健康保険税について定める。	①③⑥
西条市行政財産の使用料徴収条例	地方自治法の規定に基づき、西条市の行政財産の使用料について定める。	①③⑥
西条市手数料条例	地方自治法の規定に基づき、特定の者のためにする事務の手数料について定める。	①③⑥
西条市督促手数料及び延滞金条例	地方自治法の規定により分担金、使用料、手数料及び過料その他市の歳入に係る延滞金の徴収について定める。	①③⑥
西条市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	地方自治法の規定により財産の交換、譲与、無償貸付等を行なうときの条件について定める。	①②
西条市公共物管理条例	西条市における公共物の管理及び使用について必要な事項を定める。	①②
西条市財政調整基金条例	地方自治法の規定に基づき、財政調整基金の設置について定める。	①②⑥

西条市減債基金条例	地方自治法の規定に基づき、減債基金の設置について定める。	①②⑥
西条市福祉基金条例	地方自治法の規定に基づき、福祉基金の設置について定める。	①②⑥
西条市道前荘福祉基金条例	地方自治法の規定に基づき、特別養護老人ホーム道前荘福祉基金の設置について定める。	①②⑥
西条市国民健康保険財政調整基金条例	地方自治法の規定に基づき、国民健康保険財政調整基金の設置について定める。	①②⑥
西条市介護給付費準備基金条例	地方自治法の規定に基づき、介護給付費準備基金の設置について定める。	①②⑥
西条市旭新開墓地管理基金条例	地方自治法の規定に基づき、旭新開墓地管理基金の設置について定める。	①②⑥
西条市国際交流基金条例	地方自治法の規定に基づき、国際交流基金の設置について定める。	①②⑥
西条市高齢者肉牛飼育事業基金条例	地方自治法の規定に基づき、高齢者肉牛飼育事業基金の設置について定める。	①②⑥
西条市水産資源育成基金条例	地方自治法の規定に基づき、水産資源育成基金の設置について定める。	①②⑥
西条市勤労者福祉基金条例	地方自治法の規定に基づき、勤労者福祉基金の設置について定める。	①②⑥
西条市うち緑地等管理基金条例	地方自治法の規定に基づき、うち緑地等管理基金の設置について定める。	①②⑥
西条市うち地域振興整備基金条例	地方自治法の規定に基づき、うち地域振興整備基金の設置について定める。	①②⑥
西条市土地開発基金条例	地方自治法の規定に基づき、土地開発基金の設置について定める。	①②⑥
西条市中山間ふるさと、水と土保全対策基金条例	地方自治法の規定に基づき、中山間ふるさと、水と土保全対策基金の設置について定める。	①②⑥
西条市港湾上屋事業整備基金条例	地方自治法の規定に基づき、港湾上屋事業整備基金の設置について定める。	①②⑥
西条市図書館建設基金条例	地方自治法の規定に基づき、図書館建設基金の設置について定める。	①②⑥
西条市消防庁舎建設基金条例	地方自治法の規定に基づき、消防庁舎建設基金の設置について定める。	①②⑥
庄内財産区運営資金強化基金条例	地方自治法の規定に基づき、庄内財産区運営資金強化基金の設置について定める。	①②⑥
壬生川財産区運営資金強化基金条例	地方自治法の規定に基づき、壬生川財産区運営資金強化基金の設置について定める。	①②⑥
西条市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定に基づき、西条市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定める。	①②
西条市立学校設置条例	学校教育法の規定に基づき、西条市立学校の設置について定める。中学校9校、小学校26校	①②④
西条市立幼稚園設置条例	学校教育法の規定に基づき、西条市立(ひまわり、東予南、多賀、国安、燧洋、小松)幼稚園の設置について定める。	①②④
西条市立幼稚園授業料等徴収条例	西条市立幼稚園の授業料及び市が運行する通園バスの使用料の徴収に関し、必要な事項を定める。	①②⑥
西条市高等学校奨学金に関する条例	高等学校教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難なものに対する奨学金の貸付けについて定める。	①③⑥
西条市大学奨学金に関する条例	大学教育の機会均等を図るため、経済的理由により大学に就学することが困難な者に対する奨学金の貸付けについて定める。	①③⑥

西条市学校給食センター設置及び管理条例	学校給食法の規定により、児童及び生徒の給食に関する業務を共同処理するため、学校給食センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市社会教育委員設置条例	社会教育法の規定により、社会教育委員の設置、定数、任期等の必要な事項について定める。	①②
西条市公民館設置及び管理条例	社会教育法の規定により、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	①②④⑥
西条市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関し必要な事項を定める。	①②④
西条市図書館設置及び管理条例	図書館法の規定により、図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。西条図書館、東予図書館、小松温芳図書館	①②④
西条市立西条郷土博物館設置及び管理条例	博物館法の規定により、郷土博物館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	①②④
西条市立東予郷土館設置及び管理条例	郷土館の設置及び管理について必要な事項を定める。	①②④
西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例	佐伯記念館・郷土資料館の設置及び管理について必要な事項を定める。	①②④
西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例	丹原ふるさと歴史館の設置及び管理について必要な事項を定める。	①②④
西条市社会教育集会所設置及び管理条例	社会教育集会所の設置及び管理について定める。	①②④
西条市こどもの国設置及び管理条例	こどもの国の設置及び管理について必要な事項を定める。	①②④
西条市生涯学習の館設置及び管理条例	生涯学習の館の設置および管理について定める。	①②④
西条市少年自然の家設置及び管理条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による少年自然の家の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。	①②④
西条市スポーツ振興審議会条例	スポーツ振興法の規定に基づき、西条市スポーツ振興審議会を置く。	①②
西条市体育館設置及び管理条例	体育館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市武徳殿及び武道館設置及び管理条例	武徳殿及び武道館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市野球場設置及び管理条例	野球場の設置及び管理について定める。	①②④
西条市陸上競技場設置及び管理条例	陸上競技場の設置及び管理について定める。	①②④
西条市プール設置及び管理条例	プールの設置及び管理について定める。	①②④
西条市丹原B&G海洋センター設置及び管理条例	地方自治法の規定に基づき、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から譲り受けた丹原町B&G海洋センターの設置及び管理に関し必要なことを定める。	①②④
西条市テニスコート設置及び管理条例	テニスコートの設置及び管理について定める。	①②④
西条市文化財保護条例	文化財保護法の規定により西条市にある文化財の保存及び活用に関し必要な事項を定める。	①⑤
西条市文化財保護審議会条例	文化財保護法の規定により西条市教育委員会に文化財保護審議会を置く。	①②
西条市考古歴史館設置及び管理条例	考古歴史館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市小松史跡近藤篤山旧邸設置及び管理条例	小松史跡近藤篤山旧邸の設置及び管理について定める。	①②④
西条市福祉事務所設置条例	社会福祉法の規定により西条市福祉事務所の設置について定める。	①②

西条市社会福祉法人の助成に関する条例	社会福祉法の規定により社会福祉法人の助成に関し必要な事項を定める。	①⑤
西条市総合福祉センター設置及び管理条例	総合福祉センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市公共施設使用料減免条例	高齢者、障害者、母子世帯、父子世帯及び生活保護世帯の社会参加を促進し、地域福祉の向上を図るため、公共施設を使用する場合の使用料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定める。	③⑤
西条市災害弔慰金の支給等に関する条例	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき災害弔慰金の支給等について定める。	③⑤
西条市母子生活支援施設設置及び管理条例	児童福祉法の規定に基づき、母子生活支援施設の設置及び管理について定める。	①②④
西条市保育所条例	児童福祉法の規定に基づき保育所の設置並びに乳幼児及び幼児の保育について定める。	①②④
西条市児童館設置及び管理条例	児童福祉法に基づき児童館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市児童遊園設置及び管理条例	児童福祉法及び地方自治法の規定に基づき、児童遊園の設置及び管理について定める。	①②④
西条市児童プールの設置及び管理条例	児童福祉法の規定の趣旨に基づき、児童プールの設置及び管理について定める。	①②④
西条市乳幼児医療費助成条例	養育者に対する乳幼児に係る医療費の助成について定める。	③⑤
西条市知的障害児施設設置及び管理条例	児童福祉法の規定に基づき、知的障害児施設の設置及び管理について定める。	①②④
西条市さくら荘設置及び管理条例	母子世帯及び生活困窮世帯で、特に住宅に困窮している世帯を入居させるため、さくら荘の設置及び管理について定める。	①②④
西条市母子家庭医療費助成条例	母子家庭に対して支給する医療費について定める。	③⑤
西条市特別養護老人ホーム設置条例	特別養護老人ホーム(道前荘)の設置について定める。	①②④
西条市養護老人ホーム設置条例	老人福祉法に基づく養護老人ホームの設置について定める。	①②④
西条市高齢者生活福祉センター設置及び管理条例	高齢者生活福祉センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市創作の家設置及び管理条例	創作の家の設置及び管理について定める。	①②④
西条市老人憩いの家設置及び管理条例	老人憩いの家の設置及び管理について定める。	①②④
西条市小松生きがいデイサービスセンター設置及び管理条例	生きがいデイサービスセンターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市高齢者年金支給条例	老人福祉の増進を図るため高齢者に対し高齢者年金の支給について定める。	③⑤
西条市知的障害者更正施設設置及び管理条例	知的障害者更正施設の設置及び管理について定める。	①②④
西条市障害者共同作業所設置及び管理条例	障害者共同作業所の設置及び管理について定める。	①②④
西条市重度心身障害者医療費助成条例	重度心身障害者に対して支給する医療費について定める。	③⑤
西条市人権文化のまちづくり条例	人権尊重都市西条市の実現のため市の責務等について定める。	③⑤
西条市隣保館設置及び管理条例	隣保館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市小集落改良住宅設置及び管理条例	小集落改良住宅の設置及び管理について定める。	①②④

西条市国民健康保険条例	国民健康保険法の規定に基づき国民健康保険について定める。	①③
西条市介護保険条例	介護保険法に基づき西条市が行なう介護保険について定める。	①③⑥
西条市保健センター設置及び管理条例	保健センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市中川診療所設置及び管理条例	中川診療所の設置及び管理について定める。	①②④
西条市大保木診療所設置及び管理条例	大保木診療所の設置及び管理について定める。	①②④
西条市犬の危害防止条例	犬が人畜、農作物その他に危害を加えることを防止することにより住民の日常生活の安全を確保するとともに公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため必要な事項を定める。	③⑤
西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例	市が行う廃棄物の処理及び環境美化に関し必要な事項を定める。	①②⑥
西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例	一般廃棄物最終処分場の設置及び管理について定める。	①②④
西条市ひうちクリーンセンター設置及び管理条例	ひうちクリーンセンターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例	道前クリーンセンターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市化学分析センター設置及び管理条例	化学分析センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市墓地条例	地方自治法の規定により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する墓地の設置について定める。	①③⑤
西条市やすらぎ苑設置及び管理条例	やすらぎ苑の設置及び管理について定める。	①②④
西条市環境審議会条例	環境基本法に基づき、環境審議会を置く。	①②⑤
西条市河川の清流を守る条例	水の都西条にふさわしい快適な水環境を確保するため、河川の清流の保全に関し、基本的事項を定める。	③⑤
西条市印鑑条例	印鑑の登録及び証明について定める。	①③
西条市交通安全の保持に関する条例	交通安全の保持に関し必要な事項を定める。	③⑤
西条市交通公園設置及び管理条例	交通公園の設置及び管理について定める。	①②④
西条市文化会館設置及び管理条例	文化会館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市市民会館設置及び管理条例	市民会館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市地域交流センター設置及び管理条例	地域交流センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市光下田集会所設置及び管理条例	光下田集会所の設置及び管理について定める。	①②④
西条市西条地区農業委員会及び西条市東予周桑地区農業委員会条例	農業委員会等に関する法律の規定に基づき農業委員会の組織及び運営に関する事項を定める。	①②⑥
西条市農村環境改善センター設置及び管理条例	農村環境改善センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市農村公園設置及び管理条例	農村公園の設置及び管理について定める。	①②④
西条市農村婦人の家設置及び管理条例	農村婦人の家の設置及び管理について定める。	①②④
西条市農林漁業振興事業資金利子補給金交付条例	農業者、林業者及び漁業者並びにその組織する団体に対する事業経営に必要な資金の利子補給金の交付について定める。	③⑤

西条市営林野条例	市営林野の管理並びに経営及び処分に関し必要な事項を定める。	①②
西条市官行造林地保護条例	官行造林地の保護及び産物の採取について必要な事項を定める。	①③
西条市小松町新屋敷地区官行造林の収益金の配分条例	小松町新屋敷地区官行造林地の収益金の配分に関する事項について定める。	③⑤
西条市火入れに関する条例	森林法の規定により火入れに関する許可の手続その他必要な事項を定める。	①③
西条市漁港管理条例	漁港法の規定に基づき、市が管理する河原津漁港の維持管理について必要な事項を定める。	①③④
西条市中小企業振興資金融資審査会条例	西条市中小企業振興資金融資の円滑な運用と融資に関する審査を行うため、地方自治法の規定に基づき、西条市中小企業振興資金融資審査委員会を設置する。	③⑤
西条市の設置に伴い失効することとなる小松町中小企業制度資金利子補給に関する条例の経過措置を定める条例	旧小松町内において中小企業を営んでいる個人及び法人に対し、資金の融通を円滑にするため利子補給について必要な事項を定める。	③⑤
西条市産業情報支援センター設置及び管理条例	産業情報支援センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市産業学習館設置及び管理条例	産業学習館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市小松まちづくり開発センター設置及び管理条例	まちづくり開発センターの設置及び管理について定める。	①②④
西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例	石鎚ふれあいの里の設置及び管理について定める。	①②④
西条市本谷温泉使用条例	西条市が所有する本谷温泉の配湯及び管理について定める。	①③⑥
西条市本谷温泉館設置及び管理条例	本谷温泉館の設置及び管理について定める。	①②④
西条市都市計画審議会条例	都市計画行政の円滑な運営をはかるため、都市計画法の規定に基づき、西条市都市計画審議会を置く。	①②③
西条市都市公園条例	都市公園法及び同法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定める。	①②④
西条市有料公園施設設置及び管理条例	有料公園施設の設置及び管理について必要な事項を定める。	①②④
西条市高須遊園地設置及び管理条例	高須遊園地の設置及び管理について定める。	①②④
西条市石鎚山ハイウェイオアシス館設置及び管理条例	石鎚山ハイウェイオアシス館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	①②④
西条市大日源泉使用条例	大日源泉の管理及び使用等について定める。	①③⑥
西条市椿交流館設置及び管理条例	椿交流館の設置及び管理に関し必要な事項を定める。	①②④
西条市下水道条例	下水道法の規定によるほか公共下水道の管理及び使用等について定める。下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	①③⑥
西条市小規模下水道条例	小規模下水道の設置及び管理について、地方自治法その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定める。	①③⑥
西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例	公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づく受益者負担金の徴収について定める。	①③⑥



西条市下水道事業分担金徴収条例	地方自治法の規定により、公共下水道事業の分担金の徴収等について定める。	①③⑥
西条市西ひうち下水道条例	西条市西ひうち下水道の設置及び管理について、地方自治法その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定める。	①③⑥
西条市西ひうち下水道事業分担金徴収条例	西条市西ひうち下水道の汚水処理施設の建設費用の一部に充てるため、地方自治法の規定による分担金の徴収に関し必要な事項を定める。	①③⑥
西条市道路占用料徴収条例	道路法により西条市が徴収する道路の占用料について定める。	①③⑥
西条市特別工業地区建築条例	建築基準法の規定に基づき、建築物の用途規制を行うことにより、住宅と工場の混在を防止し、特別工業地区における土地利用の適正化及び効率化を図るため必要な事項を定める。	③⑤
西条市建築協定条例	西条市における住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、建築基準法の規定に基づき、建築物に関する協定について必要な事項を定める。	③⑤
西条市市営住宅設置及び管理条例	公営住宅法に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について定める。	①②④
西条市市営住宅売却条例	西条市市営住宅及びその敷地並びに共同施設の売却について定める。	①③
西条市港湾施設設置及び管理条例	地方自治法の規定に基づき、港湾施設の設置及び管理について、必要な事項を定める。	①②④
西条市水道事業の設置等に関する条例	地方公営企業法の規定により、水道事業の設置等について定める。	①③
西条市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	地方公営企業法の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定める。	①②⑥
西条市水道事業給水条例	西条市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担等について必要な事項を定める。	①③
西条市西ひうち水道条例	西条市西ひうち水道の設置及びその管理について、地方自治法及び水道法並びにこれらに基づく法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。	①③
西条市黒谷水道設置及び管理条例	地方公営企業法の規定により、黒谷水道事業の設置等について定める。	①③⑥
西条市簡易水道条例	西条市水道事業給水条例に規定する簡易水道事業の給水について必要な事項を定める。	①③
西条市立病院事業の設置等に関する条例	地方公営企業法の規定に基づき、病院事業の設置等について必要な事項を定める。	①②④
西条市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例	地方公営企業法の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定める。	①②⑥
西条市立周桑病院使用料条例	病院を利用する場合の使用料に関し必要な事項を定める。	①③
西条市立周桑病院手数料条例	病院を利用する場合の手数料に関し必要な事項を定める。	①③
西条市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	消防組織法の規定により、消防本部及び消防署の位置、名称並びに管轄区域について定める。	①②⑥
西条市火災予防条例	消防法の規定により、火を使用する設備の管理基準、危険物の取扱基準、市における火災予防上必要な事項を定める。	①③
西条市消防団条例	消防組織法の規定に基づき、消防団の設置及び組織等について定める。	①②⑥

2 合併と同時に市長職務執行者の権限により、制定し、施行する規則(地方自治法第15条第1項)

専決処分の理由に準じて、必要となる規則を新市の市長職務執行者が決裁し、施行させるもの

<規則219件>

西条市執務時間規則
西条市広報紙発行規則
西条市表彰条例施行規則
西条市表彰審査委員会規則
西条市議会の定例会の招集時期を定める規則
西条市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則
西条市事務分掌規則
西条市収入役の補助組織設置規則
西条市庁議規則
西条市長の職務を代理する吏員を定める規則
西条市収入役の職務代理者を定める規則
市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則
西条市公印規則
西条市情報公開条例施行規則
西条市個人情報保護条例施行規則
西条市情報公開・個人情報保護審議会規則
西条市電子計算組織の管理運営に関する規則
西条市行政手続条例施行規則
西条市聴聞規則
政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例施行規則
西条市職員の任用に関する規則
西条市吏員懲戒審査委員会に関する規則
西条市職員の営利企業等の従事制限に関する規則
西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則
西条市職員の育児休業等に関する規則
西条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
西条市職員の給与の支給等に関する規則
西条市職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則
西条市職員の管理職手当に関する規則
西条市職員の住居手当の支給に関する規則
西条市職員の通勤手当の支給等に関する規則
西条市職員の単身赴任手当の支給等に関する規則

西条市職員の宿日直手当の支給に関する規則
西条市職員の管理職員特別勤務手当の支給等に関する規則
西条市職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則
西条市職員の旅費に関する規則
西条市職員退職手当条例施行規則
西条市国際交流員就業規則
西条市予算の編成及び施行に関する規則
西条市補助金等交付規則
西条市会計規則
西条市税条例施行規則
西条市国民健康保険税条例施行規則
西条市契約規則
西条市公有財産規則
西条市公共物管理条例施行規則
西条市不動産評価委員会規則
西条市庁舎管理規則
西条市高齢者肉牛飼育事業基金条例施行規則
西条市教育委員会公告式規則
西条市教育委員会会議規則
西条市教育委員会傍聴人規則
西条市教育委員会事務局処務規則
西条市教育委員会教育長事務委任規則
西条市教育委員会公印規則
西条市招致外国青年就業規則
西条市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
西条市立学校管理規則
西条市立学校の通学区域に関する規則
西条市中心身障害児就学指導委員会規則
西条市立幼稚園規則
西条市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則
西条市スクールバスの管理運営に関する規則
西条市高等学校奨学金に関する条例施行規則
西条市大学奨学金に関する条例施行規則
西条市青少年国際交流推進審議会設置規則
西条市学校給食運営委員会規則
西条市社会教育指導員設置規則
西条市公民館設置及び管理条例施行規則

西条市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則
西条市図書館設置及び管理条例施行規則
西条市立西条郷土博物館設置及び管理条例施行規則
西条市立東予郷土館設置及び管理条例施行規則
西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例施行規則
西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則
西条市こどもの国設置及び管理条例施行規則
西条市社会教育集会所設置及び管理条例施行規則
西条市生涯学習の館設置及び管理条例施行規則
西条市青少年育成センター設置及び運営規則
西条市少年自然の家設置及び管理条例施行規則
西条市体育指導委員に関する規則
西条市体育館設置及び管理条例施行規則
西条市武徳殿及び武道館設置及び管理条例規則
西条市陸上競技場設置及び管理条例施行規則
西条市野球場設置及び管理条例施行規則
西条市丹原B&G海洋センター設置及び管理条例施行規則
西条市テニスコート設置及び管理条例施行規則
西条市プール設置及び管理条例施行規則
西条市立学校施設の開放に関する規則
西条市文化財保護条例施行規則
西条市登録文化財に関する規則
西条市考古歴史館設置及び管理条例施行規則
西条市小松史跡近藤篤山旧邸設置及び管理条例施行規則
西条市福祉事務所処務規則
西条市福祉事務所長に対する事務委任規則
西条市総合福祉センター設置及び管理条例施行規則
西条市忠霊塔管理規則
西条市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
西条市児童福祉法施行規則
西条市児童福祉法に基づく居宅生活支援費の支給に関する規則
西条市児童基準該当居宅支援事業者の登録及び特例居宅生活支援費の給付に関する規則
西条市母子生活支援施設設置及び管理条例施行規則
西条市保育所条例施行規則
西条市保育所入所児童の保護者負担金徴収規則
西条市児童館設置及び管理条例施行規則
西条市児童プール設置及び管理条例施行規則

西条市知的障害児施設設置及び管理条例施行規則
西条市児童遊園設置及び管理条例施行規則
西条市乳幼児医療費助成条例施行規則
西条市母子家庭医療費助成条例施行規則
西条市母子家庭及び父子家庭小口貸付資金規則
西条市ことばの教室指導員設置規則
西条市老人福祉法施行細則
老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則
西条市特別養護老人ホーム管理規則
西条市養護老人ホーム設置条例施行規則
西条市高齢者生活福祉センター設置及び管理条例施行規則
西条市小松生きがいデイサービスセンター設置及び管理条例施行規則
西条市創作の家設置及び管理条例施行規則
西条市老人憩の家設置及び管理条例施行規則
西条市高齢者年金支給条例施行規則
西条市重度心身障害者医療費助成条例施行規則
西条市人権文化のまちづくり条例施行規則
西条市生活相談員設置規則
西条市隣保館設置及び管理条例施行規則
西条市小集落改良住宅設置及び管理条例施行規則
西条市国民健康保険条例施行規則
西条市国民健康保険高額療養費貸付規則
西条市国民健康保険出産費貸付規則
西条市国民健康保険はり・きゅう施術規則
西条市介護保険条例施行規則
西条市高額介護保険サービス費等資金貸付規則
西条市身体障害者福祉法施行規則
西条市身体障害者福祉法に基づく居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則
西条市身体障害者基準該当居宅支援事業者の登録及び特例居宅生活支援費の支給に関する規則
西条市知的障害者福祉法施行規則
西条市知的障害者福祉法に基づく居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則
西条市知的障害者基準該当居宅支援事業者の登録及び特例居宅生活支援費の支給に関する規則
西条市知的障害者更生施設設置及び管理条例施行規則
西条市障害者共同作業所設置及び管理条例施行規則
西条市保健センター設置及び管理条例施行規則
西条市犬の登録等に関する規則
西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則

西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例施行規則
西条市ひうちクリーンセンター設置及び管理条例施行規則
西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例施行規則
西条市墓地条例施行規則
西条市やすらぎ苑設置及び管理条例施行規則
西条市河川の清流を守る条例施行規則
西条市印鑑条例施行細則
西条市自動車臨時運行許可規則
西条市交通安全の保持に関する条例施行規則
西条市街路灯設置規則
西条市文化会館設置及び管理条例施行規則
西条市市民会館設置及び管理条例施行規則
西条市地域交流センター設置及び管理条例施行規則
西条市光下田集会所使用規則
西条市市民総合災害補償規則
西条市予防接種事故災害補償規則
西条市農村環境改善センター設置及び管理条例施行規則
西条市農村婦人の家設置及び管理条例施行規則
西条市農林漁業振興事業資金利子補給金交付条例施行規則
西条市中小企業振興資金融資規則
西条市の設置に伴い失効することとなる小松町中小企業制度資金利子補給に関する条例施行規則の経過措置を定める条例施行規則
西条市産業情報支援センター設置及び管理条例施行規則
西条市産業学習館設置及び管理条例施行規則
西条市小松まちづくり開発センター設置及び管理条例施行規則
西条市本谷温泉使用条例施行規則
西条市本谷温泉館設置及び管理条例施行規則
西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例施行規則
西条市地価公示台帳閲覧規則
西条市都市公園条例施行規則
西条市大曲公園(グラウンド)使用規則
西条市三津屋東1号公園(グラウンド)使用規則
西条市本谷公園(キャンプ場)使用規則
西条市高須遊園地設置及び管理条例施行規則
西条市交通公園設置及び管理条例施行規則
西条市大日源泉使用条例施行規則
西条市石鎚山ハイウェイオアシス館設置及び管理条例施行規則



西条市椿交流館設置及び管理条例施行規則
西条市下水道条例施行規則
西条市小規模下水道条例施行規則
西条市下水道排水設備指定工事店規則
西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則
西条市下水道事業分担金徴収条例施行規則
西条市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則
西条市生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金交付規則
西条市西ひうち下水道条例施行規則
西条市道路占用規則
西条市道路占用料徴収条例施行規則
西条市市営住宅設置及び管理条例施行規則
西条市市営住宅入居者選考委員会規則
西条市市営住宅集会室管理規則
西条市港湾施設設置及び管理条例施行規則
西条市水道企業職員の地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則
西条市西ひうち水道条例施行規則
西条市黒谷水道設置及び管理条例施行規則
西条市簡易水道条例施行規則
西条市地下水の保全に関する条例施行規則
地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則
地方公営企業法第39条第2項の規定により管理者が定める職に関する規則
西条市立周桑病院職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則
西条市立周桑病院特殊勤務手当の支給に関する規則
西条市立周桑病院宿日直手当の支給に関する規則
西条市病院事業企業職員の退職手当に関する規則
西条市立周桑病院使用料規則
西条市立周桑病院職員採用試験委員会規則
西条市立周桑病院職員衛生委員会規則
西条市立周桑病院診療録及び診療諸記録の電子保存に関する規則
西条市立周桑病院臨時職員就業規則
西条市消防本部の組織等に関する規則
西条市消防本部消防職員委員会に関する規則
西条市消防吏員の服制等に関する規則
西条市消防吏員被服等貸与規則
西条市消防職員の立入検査証に関する規則
西条市火災予防条例施行規則

西条市危険物の規制に関する規則
西条市火災警報規則
西条市消防団規則

3 新市の条例・規則が制定・施行されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行する。(地方自治法施行令第3条)

<p>《暫定施行の理由》</p> <p>① 条例名は類似しているが、2市2町の制度に差異があり、合併時に統合が困難なため、統合案を決定し議会に提案する予定のもの</p> <p>② 2市2町のいずれかの市町に制度がないため、新市において全市的に適用させるか政策的判断を要するもの</p> <p>③ 新たに適用されるものはないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの</p> <p>④ 合併に伴い変更が生じるものではなく、新市においても現行どおり引き続き施行させるもの</p>
--

<条例28件>

西條市納税貯蓄組合補助条例	納税貯蓄組合の設立をうながし、貯蓄の増加と納税の奨励を図るため、必要な事務費の助成について定める。	①
丹原町納税協力組合報償条例	町税完納を目的として組織される組合に対する助成について必要な事項を定める。	①
小松町納税協力組合条例	町税完納を目的として組織される組合に対する助成について必要な事項を定める。	①
東予市安全で安心なまちづくり条例	東予市の区域内における犯罪及び事故の防止に関し、市、市民、事業者及び土地建物占有者の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりを推進するため必要な事項を定める。	②
壬生川財産区管理会条例	地方自治法第296条の2第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき東予市壬生川財産区の財産区管理会の設置、組織及び運営に関する事項を定める。	④
西條市同和地区住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例	この条例の施行の際、廃止前の西條市同和地区住宅新築資金等貸付条例の規定により貸し付けられた住宅新築資金等については、同条例第6条、第9条の2第2項、第10条、第11条、第12条及び第13条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。	③
東予市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例	この条例の施行前までに貸付けを受けた者については、廃止前の東予市住宅新築資金等貸付条例第6条、第7条、第9条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第21条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。	③
丹原町住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例	この条例の施行前までに貸付けを受けた者については、廃止前の丹原町住宅新築資金等貸付条例第6条、第11条の2第2項、第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。	③

医療保健施設の整備に関する条例	丹原町の区域内において医療機関(健康保健法に規定する医療機関)、老人保健施設(老人保健法に規定する施設)及び老人福祉施設(老人福祉法に規定する施設)を開設する者に対し、予算の範囲において助成措置について必要な事項を定める。	②
庄内財産区管理会条例	地方自治法第296条の2第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、庄内財産区管理会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。	④
公共的団体等の事務の受託に関する条例	丹原町の区域内に在る公共的団体等の健全な育成を図り、もって自主運営の早期達成に資するため、当分の間、公共的団体等の事務を受託することについて必要な事項を定めるものとする。	③
丹原町県営土地改良事業分担金徴収条例	土地改良法第91条第3項の規定による分担金の徴収について、必要な事項を定める。	③
小松町県営土地改良事業分担金徴収条例	土地改良法第91条第3項の規定による分担金の徴収について必要な事項を定める。	③
市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	市営土地改良事業に要する経費について、土地改良法第96条の4において準用する同法第36条の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、同法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合に必要な事項について定める。	③
丹原町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	町営土地改良事業に要する経費について、土地改良法第96条の4において準用する同法第36条の規定により当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、同法第3条に規定する資格を有する者に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合に必要な事項について定める。	③
小松町土地改良事業分担金徴収条例	町営土地改良事業を行うために必要な経費について、土地改良法第96条の4の規定による分担金の徴収について必要な事項を定める。	③
小松町町営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例	町営中山間地域総合整備事業に要する経費について、当該事業の施行により利益を受けるものに対して、地方自治法の規定に基づき、分担金の徴収について必要な事項を定める。	③
災害に伴う農地及び農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定により補助の対象となる災害復旧事業の費用に充てるため、地方自治法の規定による分担金の徴収に関し必要な事項を定める。	①
東予市災害復旧事業分担金条例	地方自治法の規定に基づき徴収する農地及び農業用施設の災害復旧事業の分担金に関し必要な事項を定める。	①
農地災害復旧事業分担金徴収条例	農地、林地又は農林業施設の災害復旧事業を町営で実施した場合における受益者分担金の徴収について定める。	①

災害に伴う農地及び農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定により補助の対象となる災害復旧事業の費用に充てるため、地方自治法の規定による分担金の徴収に関し必要な事項を定める。	①
西條市工場誘致条例	西條市内に工場を新設又は増設する者に対し、奨励措置を講ずることによって産業の振興と市民福祉の向上を図るため必要な事項を定める。	①
東予市工場立地促進条例	西條市の区域内に工場の立地をする者に対し、奨励措置を講ずることにより、工場立地を促進し、もって西條市の産業振興と雇用の拡大を図るため必要な事項を定める。	①
丹原町工場誘致条例	丹原町の区域内において工場を新設又は増設することを奨励し、もって産業の振興を図るため必要な事項を定める。	①
小松町工場誘致条例	小松町に工場を新設又は増設する者に対し、奨励措置を講ずることによって産業の振興と町民福祉の向上を図るため必要な事項を定める。	①
西條市先端技術産業振興条例	先端技術産業の工場等を新設又は増設する者に対し、奨励措置を講ずることによって先端技術産業の立地を促進し、もって西條市産業構造の多角化と地域産業の振興及び市民福祉の向上を図るため必要な事項を定める。	①
小松町地域交流事業基金条例	地方自治法の規定に基づき、小松町地域交流事業基金の設置について定める。	②
西條市地下水の保全に関する条例	地下水の水源の保護、水質の保全、水量の維持を図ることにより、将来にわたって清浄で豊かな水を確保するため必要な事項を定める。	②

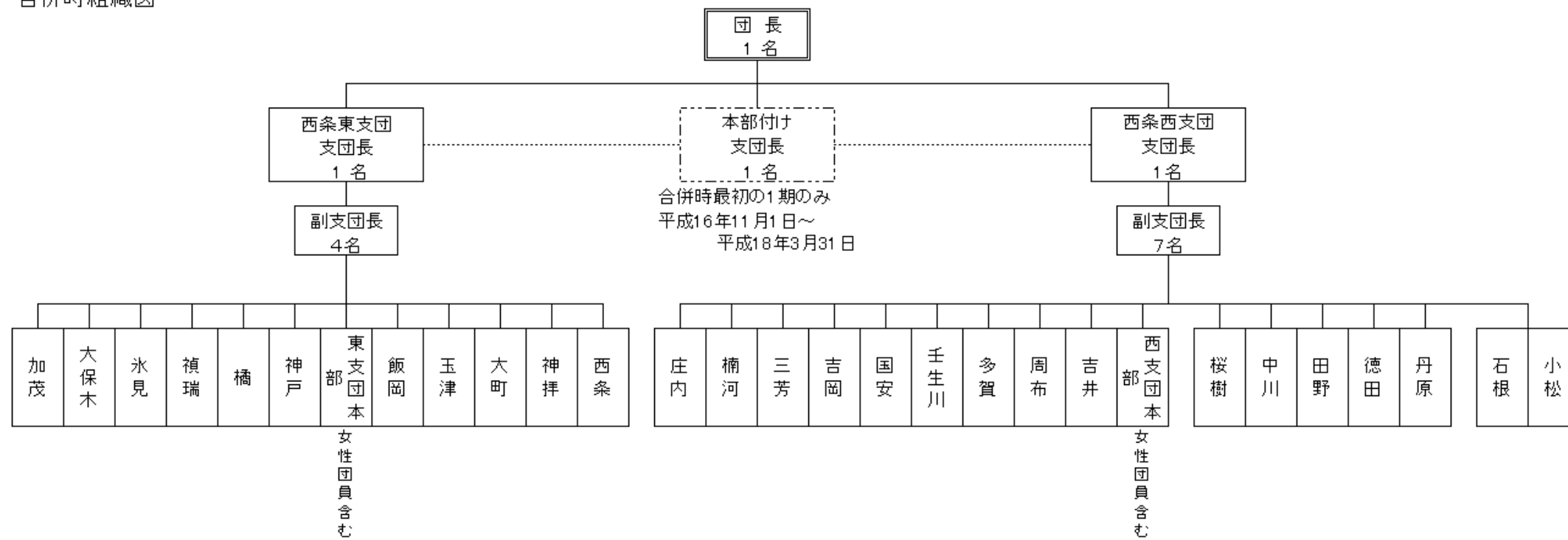
東予市災害復旧事業分担金条例施行規則
農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則
西條市工場誘致条例施行規則
東予市工場立地促進条例施行規則
丹原町工場誘致条例施行規則
小松町工場誘致条例施行規則
東予市工場立地促進委員会規則
西條市先端技術産業振興条例施行規則
西條市地下水の保全に関する条例施行規則
西條市地下水保全審議会規則

<規則25件>

地域自治に関する規則
西條市納税貯蓄組合補助条例施行規則
小松町納税協力組合条例施行規則
西條市同和地区住宅新築資金等貸付条例施行規則を廃止する規則
東予市住宅新築資金等貸付条例施行規則を廃止する規則
丹原町住宅新築資金等貸付条例施行規則を廃止する規則
西條市街路灯設置規則
東予市照明灯設置規則
西條市市民総合災害補償規則
東予市市民総合災害補償規則
丹原町総合災害補償規則
小松町総合災害補償規則
公共的団体等の事務の受託に関する規則
小松町町営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例施行規則
災害に伴う農地及び農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例施行規則

# 消防団の組織

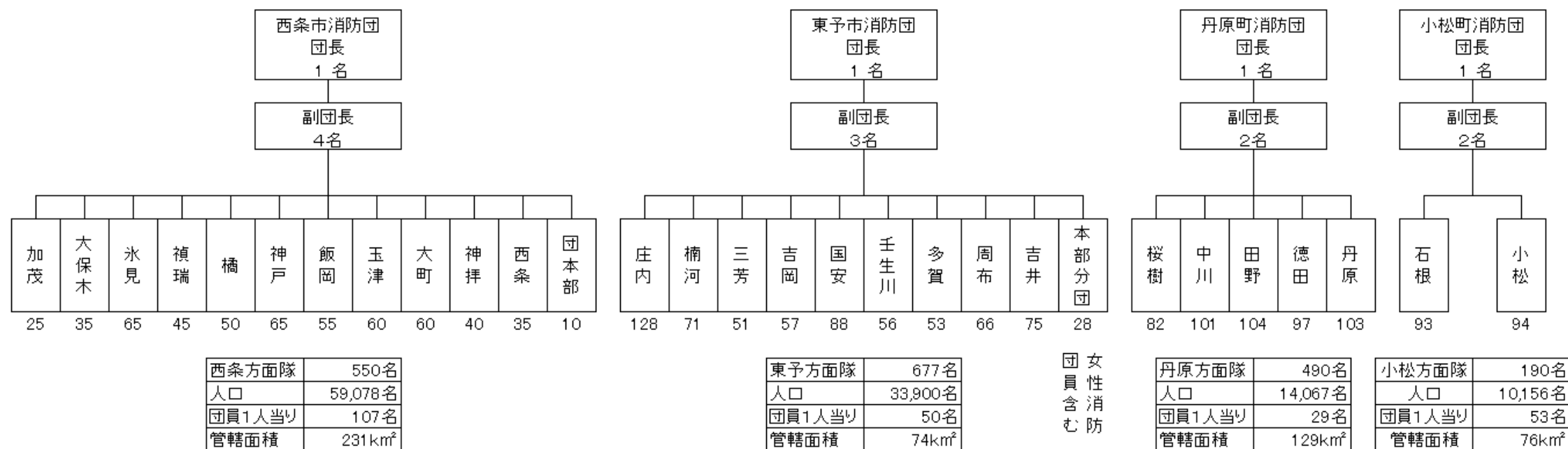
合併時組織図



団 長	1名
支団長	3名
副支団長	11名
分団長	29名
副分団長	34名
部 長	114名
班 長	291名
団 員	1,424名
合 計	1,907名

新市消防団	1,907名
人口	117,201名
団員1人当り	61名
管轄面積	510km <sup>2</sup>

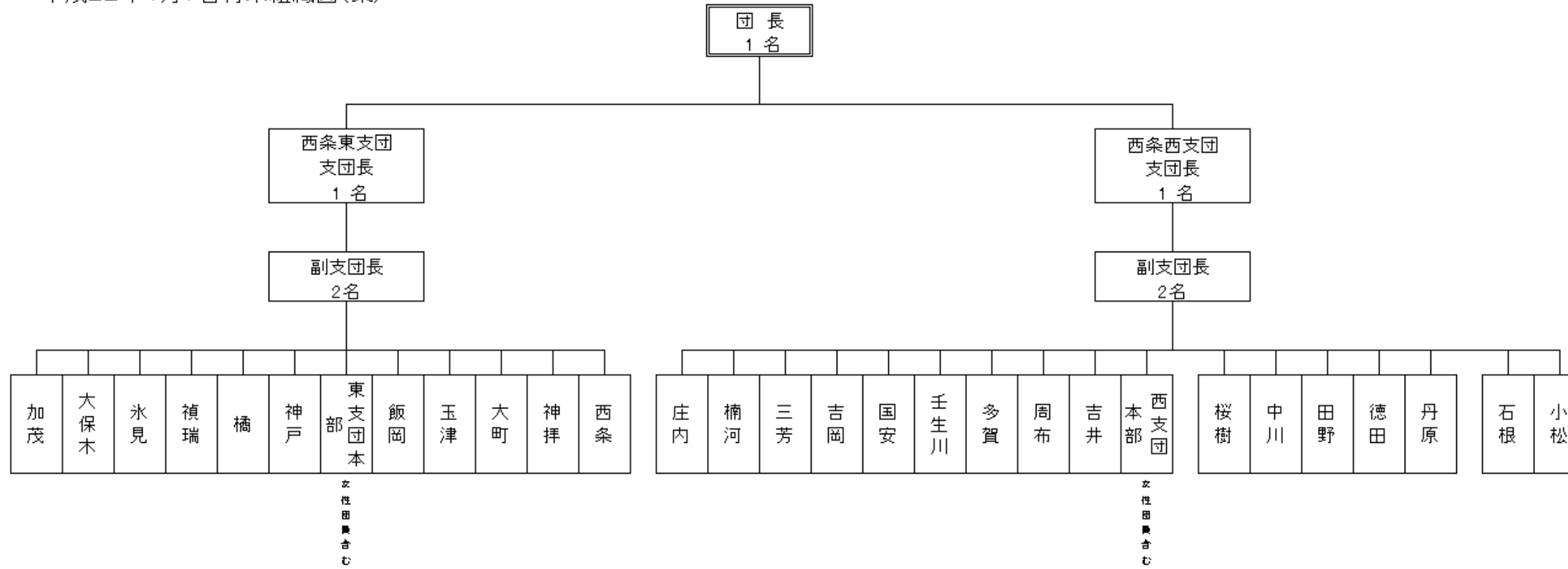
現在組織図



団 長	4名
副団長	11名
分団長	29名
副分団長	34名
部 長	114名
班 長	291名
団 員	1,424名
合 計	1,907名

新市消防団	1,907名
人口	117,201名
団員1人当り	61名
管轄面積	510km <sup>2</sup>

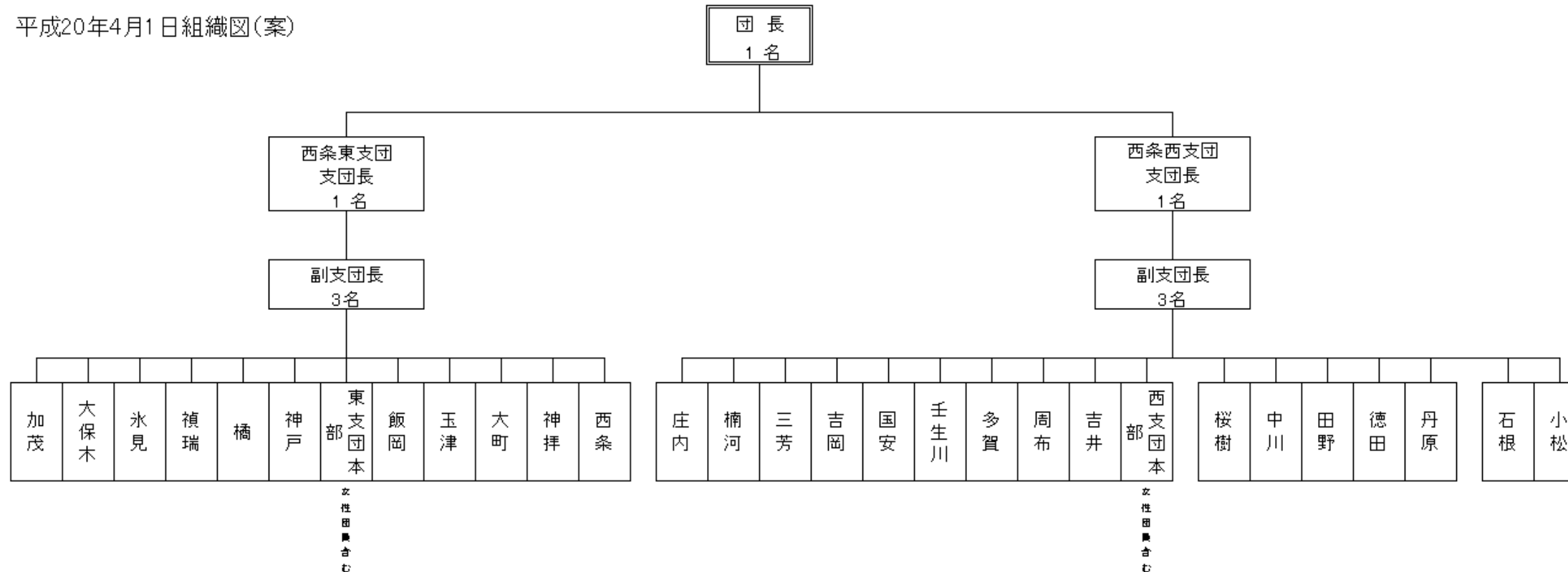
平成22年4月1日将来組織図(案)



団長	1名
支団長	2名
副支団長	4名
分団長	29名
副分団長	29名

団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。

平成20年4月1日組織図(案)



団長	1名
支団長	2名
副支団長	6名
分団長	29名
副分団長	29名

団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。

## ホームページの作成

調整方針 : ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。

1. 発信日 平成16年11月1日から

2. 内容(コンテンツ)の概要

新「西条市」の紹介	人口、地勢、沿革、交通アクセス、地図、統計情報等
観光情報	観光スポット、イベント等
	(地方祭、うちぬき、石鎚山、カブトガニ等)
行政情報	新着情報ページ
	くらしのガイド(インターネット版市民便利帳)
	議会情報
	防災情報(避難場所等)
	メール相談受付用ページ
	申請書ダウンロード用ページ
	市内官公庁情報(名称、連絡先)
企業誘致情報	企業誘致情報、工業用地紹介
施設案内	各種公共施設案内
	施設予約状況照会ページ
インターネット広報	広報誌掲載ページ
携帯電話用ページ	携帯電話で閲覧できるページ作成
サイトマップ	ホームページの構成図
リンク	関係機関へのリンクページ
キッズコーナー	主要コンテンツを子ども向けに作成
外国語ページ	主要コンテンツの英語・中国語化
その他	ホームページ内記事検索システム
	リンク用バナー
	既存ページの修正

3. URL <http://www.city.saijo.ehime.jp/>



## 中小企業振興資金融資制度

調整方針：中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。

現		況		新	市
西	条	東	予	丹	原
市	市	市	市	町	町
<p><b>【目的】</b> 中小企業の資金の円滑化を図り、その育成振興に資することを目的とする。</p> <p><b>【預託金】</b> (1) 預託金額 2億5,000万円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 融資枠 25億円</p> <p><b>【融資対象者】</b> 市内において1年以上事業を営んでいる個人又は法人の中小企業者及び中小企業協同組合法に基づく協同組合等で、市税を完納している者</p> <p><b>【資金の使途】</b> 運転資金、設備資金</p> <p><b>【融資限度額】</b> 500万円</p> <p><b>【融資期間】</b> 5ヶ年以内</p> <p><b>【返済方法】</b> 期限内の各月元金均等分割払い。3ヶ月以内の据置期間を置くことができる。</p> <p><b>【融資利率】</b> 国民生活金融公庫基準金利から1.3%を減じた利率</p> <p><b>【融資残額】</b> 1,167,236千円 (H15年度末)</p>	<p><b>【目的】</b> 中小企業の資金の円滑化を図り、その育成振興に資することを目的とする。</p> <p><b>【預託金】</b> (1) 預託金額 1億円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 融資枠 10億円</p> <p><b>【融資対象者】</b> 市内において1年以上事業を営んでいる個人又は法人の中小企業者及び中小企業協同組合法に基づく協同組合等で、市税を完納している者</p> <p><b>【資金の使途】</b> 運転資金、設備資金</p> <p><b>【融資限度額】</b> 500万円</p> <p><b>【融資期間】</b> 5ヶ年以内</p> <p><b>【返済方法】</b> 期限内の各月元金均等分割払い。3ヶ月以内の据置期間を置くことができる。</p> <p><b>【融資利率】</b> 国民生活金融公庫基準金利から0.5%を減じた利率</p> <p><b>【融資残額】</b> 843,533千円 (H15年度末)</p>	<p><b>【目的】</b> 中小企業の資金の円滑化を図り、その育成振興に資することを目的とする。</p> <p><b>【預託金】</b> (1) 預託金額 1,000万円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 融資枠 1億円</p> <p><b>【融資対象者】</b> 町内において1年以上事業を営んでいる個人又は法人の中小企業者及び中小企業協同組合法に基づく協同組合等で、市税を完納している者</p> <p><b>【資金の使途】</b> 運転資金、設備資金</p> <p><b>【融資限度額】</b> 500万円</p> <p><b>【融資期間】</b> 5ヶ年以内</p> <p><b>【返済方法】</b> 期限内の各月元金均等分割払い。3ヶ月以内の据置期間を置くことができる。</p> <p><b>【融資利率】</b> 国民生活金融公庫基準金利から0.4%を減じた利率</p> <p><b>【融資残額】</b> 77,348千円 (H15年度末)</p>	<p><b>【目的】</b> 中小企業の資金の円滑化を図り、その育成振興に資することを目的とする。</p> <p><b>【預託金】</b> 実績なし</p> <p><b>【融資対象者】</b> 町内に在住又は主たる事務所を有し、1年以上中小企業を営んでいるもの。</p> <p><b>【資金の使途】</b> 運転資金、設備資金</p> <p><b>【融資限度額】</b> 運転資金 150万円・設備資金 200万円 (併用して融資を受ける場合 最高限度額：300万円)</p> <p><b>【融資期間】</b> 運転資金 2ヶ年以内 設備資金 3ヶ年以内</p> <p><b>【返済方法】</b> 期限内の各月元金均等払い。設備資金に限り3ヶ月以内の据置期間を置くことができる。</p> <p><b>【融資利率】</b> 町、協会、金融機関が協議の上決定</p> <p><b>【融資残額】</b> 実績なし</p>	<p><b>【目的】</b> 愛媛県信用保証協会・金融機関・市の三者が協定し、中小企業者に対する措置を講じ、もって企業の育成振興を図る。</p> <p><b>【預託金】</b> (1) 預託金額 3億6,000万円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 融資枠 36億円</p> <p><b>【融資対象者】</b> 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次に掲げる要件すべてに該当するもの。 (1) 市内に住所又は事業所を有し、かつ、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 (2) 市税を完納していること。 (3) 保証協会の保証対象事業を営んでいること</p> <p><b>【資金の使途】</b> 運転資金、設備資金</p> <p><b>【融資限度額】</b> 500万円</p> <p><b>【融資期間】</b> 5ヶ年以内</p> <p><b>【返済方法】</b> 期限内の各月元金均等分割払い。3ヶ月以内の据置期間を置くことができる。</p> <p><b>【融資利率】</b> 国民金融公庫基準金利から0.9%を減じた利率</p> <p><b>【融資残額】</b> 2,088,117千円 (H15年度末)</p>	

## 勤労者住宅建設資金融資制度

調整方針：勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。

現		況		新	市
西	条	東	予	丹	原
市	市	丹	原	小	松
市	市	町	町	町	町
<p>【目的】 勤労者が健康で文化的な生活を営むための住宅の建設に必要な資金を融資することにより、その建設の促進を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【預託金】 (1) 預託金額 7,000万円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 預託金利 利率：0.15% (4) 協調倍率</p> <p>【融資対象者】 ・市内に住所を有し、又は有しようとする勤労者であって、市内で自ら居住する住宅を取得、増改築又は改修しようとする者 ・自ら居住するための住宅を新築する目的で500㎡以下の宅地を購入しようとする者。 ・市税を完納し、前年所得が1千万円未満の者</p> <p>【融資限度額】 800万円</p> <p>【融資期間】 貸付月の翌月から起算して25年以内</p> <p>【返済方法】 毎月分割元利均等償還、半年賦償還併用</p> <p>【融資利率】 市と四国労働金庫が協議して定める。</p> <p>【融資残額】 131,205,983円 (H15年度末)</p>	<p>【目的】 勤労者が健康で文化的な生活を営むための住宅の建設に必要な資金を融資することにより、その建設の促進を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【預託金】 (1) 預託金額 3,000万円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 預託金利 利率：0.15% (4) 協調倍率 預託金額の4倍</p> <p>【融資対象者】 ・市内に住所を有し、又は有しようとする勤労者であって、市内で自ら居住する住宅を取得、増改築又は改修しようとする者 ・自ら居住するための住宅を新築する目的で500㎡以下の宅地を購入しようとする者。 ・市税を完納し、前年所得が1千万円未満の者</p> <p>【融資限度額】 800万円</p> <p>【融資期間】 貸付月の翌月から起算して25年以内</p> <p>【返済方法】 毎月分割元利均等償還</p> <p>【融資利率】 市と四国労働金庫が協議して定める。</p> <p>【融資残額】 24,267,422円 (H15年度末)</p>	<p>【目的】 勤労者が健康で文化的な生活を営むための住宅の建設に必要な資金を融資することにより、その建設の促進を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【預託金】 (1) 預託金額 800万円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 預託金利 利率：0.00% (4) 協調倍率 預託金額の4倍</p> <p>【融資対象者】 ・町内に住所を有し、又は有しようとする勤労者であって、町内で自ら居住する住宅を取得、増改築又は改修しようとする者 ・自ら居住するための住宅を新築する目的で500㎡以下の宅地を購入しようとする者。 ・市税を完納し、前年所得が1千万円未満の者</p> <p>【融資限度額】 500万円</p> <p>【融資期間】 貸付月の翌月から起算して25年以内</p> <p>【返済方法】 毎月分割元利均等償還</p> <p>【融資利率】 町と四国労働金庫が協議して定める。</p> <p>【融資残額】 21,543,369円 (H15年度末)</p>	<p>【目的】 勤労者が健康で文化的な生活を営むための住宅の建設に必要な資金を融資することにより、その建設の促進を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【預託金】 (1) 預託金額 700万円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 預託金利 利率：0.00% (4) 協調倍率 預託金額の4倍</p> <p>【融資対象者】 ・町内に住所を有し、又は有しようとする勤労者であって、町内で自ら居住する住宅を取得、増改築又は改修しようとする者 ・自ら居住するための住宅を新築する目的で500㎡以下の宅地を購入しようとする者。 ・市税を完納し、前年所得が1千万円未満の者</p> <p>【融資限度額】 500万円</p> <p>【融資期間】 貸付月の翌月から起算して25年以内</p> <p>【返済方法】 毎月分割元利均等償還、半年賦償還併用</p> <p>【融資利率】 町と四国労働金庫が協議して定める。</p> <p>【融資残額】 2,667,349円 (H15年度末)</p>	<p>【目的】 市が四国労働金庫に資金を預託し、金庫が住宅建設に必要な資金を勤労者に融資することにより、住宅建設の促進を図るとともに、勤労者福祉の増進に寄与する。</p> <p>【預託金】 (1) 預託金額 1億1,000万円 (2) 預託期間 毎会計年度内 (3) 預託金利 四国労働金庫の普通預金利率 (4) 協調倍率 預託金額の4倍</p> <p>【融資対象者】 市内に居住し、又は居住しようとする勤労者で、次の要件のすべてを有する者。 (1)市内に自ら居住するための住宅を新築、増築若しくは改修し、又は分譲住宅、中古住宅等若しくは土地を購入しようとする者で、同居家族又は同居予定家族がある者。 (2)市税を完納し、前年所得が1,000万円未満の者</p> <p>【融資限度額】 800万円以内</p> <p>【融資期間】 貸付日の翌月から起算して25年以内</p> <p>【返済方法】 毎月分割元利均等償還、半年賦償還併用</p> <p>【融資利率】 市と四国労働金庫が協議して定める。</p> <p>【融資残額】 179,684,123円 (H15年度末)</p>	

## 介護保険料

### (1) 調整方針

保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

2市2町の現行保険料（第2期介護保険事業計画） (円)

区分	西条市	東予市	丹原町	小松町
第1号被保険者保険料 (基準月額)	3,479	3,068	3,150	3,455

### (2) 西条市介護保険事業計画（平成16年度～19年度）

平成16年11月に西条市、東予市、丹原町、小松町が合併するのを受け、介護保険事業計画についても統一した事業計画を策定する。

合併時期は第2期介護保険事業計画期間（平成15年度～19年度）内であることから、すでに各市町において介護給付必要量と供給体制等について策定されている事業計画の合算・統合を基本として、新・西条市の第2期介護保険事業計画として策定する。

### (3) 介護給付費（標準給付費）の推計

介護サービスにかかる費用のうち保険給付額を算出する。

居宅サービス、施設サービスについて利用実績（平成13年度実績）に基づいて算出した給付率（保険給付額/費用）により推計する（居宅介護支援費は100%）。その他のサービスの給付額については実績により各市町において推計したものを合算する。

介護給付費（標準給付費）の推計 (円)

サービス種類	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
居宅サービス総費用	2,661,482,376	2,844,719,717	2,940,797,627	8,446,999,720
居宅サービス給付率	90.0%	90.0%	90.0%	
居宅サービス給付費	2,395,334,138	2,560,247,745	2,646,717,864	7,602,299,747
施設サービス総費用	4,018,527,160	4,085,564,355	4,184,183,051	12,288,274,566
施設サービス給付率	87.9%	87.9%	87.9%	
施設サービス給付費	3,532,285,374	3,591,211,068	3,677,896,902	10,801,393,344
居宅介護支援費給付額	217,223,520	221,655,968	228,326,192	667,205,680
福祉用具購入費給付額	11,299,287	11,410,081	11,525,315	34,234,683
住宅改修費給付額	41,002,762	41,488,226	41,992,939	124,483,927
高額介護サービス費給付額	71,238,730	71,733,078	72,171,516	215,143,324
算定対象審査支払手数料	9,791,474	10,189,134	10,586,793	30,567,401
標準給付費見込額(A)	6,278,175,285	6,507,935,300	6,689,217,521	19,475,328,106

### (4) 平成17年度 所得段階別被保険者数（低所得者対策軽減前・軽減後）の推計

旧・西条市において平成15年度（第2期計画）から、特定の要件を満たす生活困窮者に対して保険料の軽減対策を実施しているが、新・西条市においても引き続き実施することとしている。

軽減の内容については、第2段階の保険料を（保険料基準額の75%）を第1段階の保険料に引き下げようとするものであり、対象者は第2段階層のおよそ10%（約1,250人）を見込む。

財源は第1号被保険者保険料とするため、軽減されたものについては第1号被保険者保険料に上乘せされる。

平成17年度 所得段階別被保険者数（低所得者対策軽減前・軽減後） (人)

所得段階別被保険者数	低所得者対策軽減前	低所得者対策軽減後	《軽減対象者数》
第1段階	300	1,550	↑ 第2段階層の約10% 1,250人/年
第2段階	12,818	11,568	
第3段階	9,505	9,505	
第4段階	3,131	3,131	
第5段階	2,254	2,254	
合計	28,006	28,006	
所得段階別加入割合補正後被保険者数 ( $\times 0.5$ ) + ( $\times 0.75$ ) + ( $\times 1.25$ ) + ( $\times 1.5$ )	26,563	26,251	

各所得段階別の利用者数は被保険者数の加入割合により算出しているため、個々の数値の合計と被保険者数合計に若干の差が生じる

### (5) 平成17年度 第1号被保険者保険料基準額の算出

平成17年度 第1号被保険者保険料基準額

第1号被保険者数 a (低所得者対策・所得段階補正人数)	26,251人
標準給付費見込額 b	6,689,217,521円
保険料収納必要額 A (ア - イ + ウ + エ - オ)	1,030,262,889円
第1号被保険者負担分及び 調整交付金合計相当額 ア (b × 23%)	1,538,520,030円
調整交付金見込額 イ (b × 7.20%)	481,623,000円
財政安定化基金拠出金 ウ	6,491,776円
財政安定化基金償還金 エ	16,104,555円
準備基金取崩額 オ	49,230,472円
保険料基準額 (月額保険料) 低所得者対策込み A / a / d / 12 収納率 99.03% d	<b>3,303円</b>

( 6 ) 平成 16 年度及び 17 年度第 1 号被保険者保険料額

所得段階別保険料年額

( 円 )

所得段階	乗率	平成 16 年度 (各市町現行保険料額と同額)				平成 17 年度
		旧・西条市 地区	旧・東予市 地区	旧・丹原町 地区	旧・小松町 地区	
保険料基準額...A (第3段階月額保険料) (平成17年度保険料基準額 との差額) B - A		3,479	3,068	3,150	3,455	<b>3,303 ... B</b>
		(-176)	(+235)	(+153)	(-152)	
第 1 段階	0.50	20,900	18,400	18,900	20,700	<b>19,800</b>
第 2 段階	0.75	31,300	27,600	28,400	31,100	<b>29,700</b>
第 3 段階	1.00	41,700	36,800	37,800	41,500	<b>39,600</b>
第 4 段階	1.25	52,100	46,000	47,300	51,800	<b>49,500</b>
第 5 段階	1.50	62,600	55,200	56,700	62,200	<b>59,400</b>